

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

税の徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に基づく、各税、各料金の徴収に係る事務。</p> <p>1 徴収業務 課税情報をもとに、納税者へ納付書等を送付、徴収を行う。 2 収納管理業務 課税及び徴収結果の情報をもとに、収納や、還付、充当等を行う。 3 滞納管理業務 滞納者に対する督促状、催告書の送付や、滞納整理を行う。 4 納税者宛名管理業務 納税者の特定や、納税者情報の名寄せ等を行う。 5 納税証明発行業務</p>
③システムの名称	収滞納管理システム(口座システム、収納消込システム、OCR日計システム、滞納整理システム、汎用調定システム、口座収納システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24・135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48・160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部納税促進課
②所属長の役職名	納税促進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	焼津市行政経営部納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1140
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [10万人以上30万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため十分であると考える。

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行ってている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	収滞納管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ID/パスワードで認証を行っているため十分であると考える。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部 総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市財政部 納税促進課、財政部収納対策課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 納税促進課054-626-1140、収納対策課054-626-2148	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署	財政部納税促進課、財政部収納対策課	財政部納税促進課	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税促進課長 山梨 育宏 収納対策課長 田島 和幸	納税促進課長 櫛田 隆弘	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	焼津市財政部 納税促進課、財政部収納対策課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 納税促進課054-626-1140、収納対策課054-626-2148	焼津市財政部 納税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 納税促進課054-626-1140	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部 情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部 情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部 情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署②所属長	納税促進課長 櫛田 隆弘	納税促進課長	事後	
令和1年6月14日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	評価実施機関における担当部署 ①部署	財政部納税促進課	行政経営部納税促進課	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市財政部 紳税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1140	焼津市行政経営部 紳税促進課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1140	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	平成31年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年12月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16-101の項	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年12月31日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27-121の項	事後	令和4年1月1日施行の法改正に伴うもの
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部 デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年7月25日	VIリスク対策 8.人手を介在させる作業		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和7年7月25日	VIリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和7年7月25日	II-1 時点 II-2 時点	令和5年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月25日	I-3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16・101の項	番号法第9条第1項 別表24・135の項	事後	法改正に伴うもの
令和7年7月25日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二の27・121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48・160の項	事後	法改正に伴うもの